

市有財産有償貸付契約書（案）

貸付人七尾市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の有償貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有に係る次の不動産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

施設名及び設置場所	所 在 地	貸付面積	設置台数

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供するものとする。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別添「飲料用自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 年額の貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 < 落札価格 > 円

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲が発行する納入通知書により、毎年度4月末日までに甲に納付するものとする。

年 度	納 付 金 額
令和8年度	円
令和9年度	円

2 既に納付された貸付料は返還しないものとする。ただし、貸付期間中に、乙の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納付された貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（電気料の納付）

第8条 乙は、特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、前項の専用メーター等により自動販売機に係る電気の使用量を計測し、電気料を計算するものとする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、前項の電気料を納付しなければならない。

（延滞金）

第9条 乙は、第7条第1項に基づく貸付料を、甲が定める納期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（充当の順序）

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。

（契約不適合責任等）

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他本契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 貸付物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、乙の負担とする。

（貸付物件の引渡し）

第13条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第14条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を

転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(貸付物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第17条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又は毀損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

(実績報告義務)

第20条 乙は、各自動販売機における月別の売上数量及び売上額を年度ごとにとりまとめて、翌年度4月末日までに甲に報告しなければならない。

(違約金)

第21条 乙は、第4条に定める貸付期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 <貸付料の1割> 円

(2) 第3条又は第14条に定める義務に違反した場合 金 <貸付料の3割> 円

2 前項及び第23条第2項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一

部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用若しくは公用事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
- (5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上貸付物件を使用しないとき。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事实上営業を停止したとき。
- (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(暴力団等の排除)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し催告その他の手続を経ることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号の暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下「暴力団員」という。）であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) 法人の役員又は使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (3) 法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - (4) 法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲及び乙は、警察と連携し、本契約に不当介入（事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない違法又は不当な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の違法又は不当な行為をいう。以下同じ。）しようとする暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

4 乙は、本契約の履行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団等から不当介入を受けた場合は、毅然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、甲に速やかに報告するとともに警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。

(貸付物件の返還)

第24条 貸付期間の満了により本契約が終了したとき又は本契約の解除があったときは、乙は、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第25条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は第22条第1項及び第3項若しくは第23条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第27条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第28条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付人 甲 所在地 七尾市袖ヶ江町イ部25番地
名 称 七尾市
代表者 七尾市長 茶谷義隆 印

借受人 乙 所在地
名 称
代表者 印